



WWF

REPORT

MAY

2015



WWF ジャパン

環境報告に見る 企業の生物多様性取り組み

～事業活動での位置づけと自然資源利用での考慮～

題名：環境報告に見る 企業の生物多様性取り組み ～事業活動での位置づけと自然資源利用での考慮

表紙写真：© Sebastian Rich/Hungry Eyes Images / WWF

発行者：WWF ジャパン（公益財団法人世界自然保護基金ジャパン）

発行年月：2015年5月

Title: How businesses tackle biodiversity in their operation and consider the usage of natural resources

Publisher: WWF Japan

Publishing date: May 2015

Copyright 2015 © WWF Japan. All rights reserved.

本報告書についてのお問い合わせ先

WWF ジャパン 自然保護室 ビジネスと生物多様性担当 栗野美佳子

Tel : 03(3769)1713

Fax : 03(3769)1717

E-mail : mikakoa@wwf.or.jp

はじめに

2010年に名古屋で開催された「第10回生物多様性条約（CBD）締約国会議（COP）」をきっかけとして、日本の企業の間でも生物多様性の保全や配慮が独立した取り組みテーマとして語られるようになった。しかしながら、会議の開催翌年に発行された環境報告書（CSR報告書やサステナビリティレポートを含む）の独自調査からは、大半の企業では生物多様性は事業と関係する環境問題とは位置づけられておらず、社会貢献活動の一分野の域を出ていないことが、浮き彫りとなった。

また、企業によっては、生物多様性への取り組みとして、それ以前から環境テーマとして取り上げられてきた気候変動問題や化学物質問題への対策を挙げていたところもある。確かにこれらも生物多様性に深く関連するものではあるが、私たちが直面している生物多様性の減少は、こうした問題への取り組みだけで改善されるものではない。WWFが1999年以来隔年で発行している「生きている地球レポート（Living Planet Report 略称LPR）」の中で再三指摘してきたように、生物多様性に富む世界の様々な自然地域は、私たちの衣食住を成す原材料を確保するために改変され、生息地は大幅に狭められ、また野生生物がその再生産

性を上回る量で乱獲されてきた結果、地球の生物多様性は悪化の一途を辿っているのである。つまり、地球の生物多様性が悪化するドライバー（根本要因）の一つが非持続可能な生産と消費であり、企業の事業活動そのものとも言えるのである。

WWFはこうした現状を反転させる活動の一つとして、「市場変革イニシアチブ」を2008年に立ち上げ、サプライチェーンマネジメントを通じて企業はこの問題の解決に大きく貢献できることを訴えてきた*。こうした働きかけから、日本企業の間でも生物多様性を事業課題として捉え、原材料調達のある方を見直す動きが出てきている。

CBD COP開催から4年が経過し、イベント的に生物多様性が語られることはほとんど無いが、それは企業の間で生物多様性という課題が忘れられたということではない。この調査報告によって、普段あまり取り上げられることのない、この分野での企業の取り組み度合いが分かり、企業に期待されていることは何か、その方向性や活動のヒントに繋がれば幸いである。

* WWFレポート「生きている地球のためのより良い生産」（2012年3月）に詳述。

http://www.wwf.or.jp/activities/upfiles/201203WWF_Better_Production.pdf



© James Morgan / WWF-International

調査概要

調査対象企業

2014年7月31日現在の東京証券取引所第一部上場企業（内国株）計1818社

調査対象文書

対象企業が2013年12月から2014年11月の期間に発表した環境報告書類。発行形態は印刷物・PDF・ウェブサイトを問わず、報告対象期間を明示し、期間中の活動報告や数値データが開示されているものを発行と数えた。統合報告型も含めたが、金融機関におけるディスクロージャーレポートについては、金融機関によってはそれとは別にCSR報告書類を発行していることと、金融機関に義務化されていることから、調査対象には入れていない。

調査対象範囲

年次報告書では記載スペースの関係上、環境憲章等恒常的情報が必ずしも毎回掲載されないため、報告書の記載内容だけでなく、ウェブサイトに掲載されている情報も加味した。他方、報告書を発行していない企業については、ウェブサイトに同種の情報掲載があっても、調査対象には含めていない。また、子会社や事業会社で発行している場合、その内容が親会社や持ち株会社を含めたグループ全体に関わる記載については、調査対象とした。

調査項目

事業活動としての生物多様性という観点から、以下の項目における記載情報を精査した。

- 1) 環境憲章・環境方針での位置づけ
- 2) 生物多様性に特化した専用方針
- 3) 調達方針での位置づけもしくは生物多様性に特化した調達方針
- 4) 事業における生物多様性取り組み目標・公約
- 5) 方針や目標、公約を実行に移す、具体的活動計画
- 6) 事業における生物多様性との関係性把握
- 7) 生物多様性に関わる原材料調達を中心とした、各種環境認証制度の利用
- 8) 事業インパクトのミティゲーション策
- 9) その他事業における取組（研究開発等 ただし、製品・サービスは7）の各種認証制度に基づくもののみ精査の対象としている

調査対象外項目

多くの企業が社員教育や植林等の社会貢献活動を生物多様性への取り組みとして記載しているが、本調査の趣旨は事業活動としての取り組みのため、以下の各種分析結果数字には含まれていない。また序文で述べたように気候変動や化学物質対策、3R運動（reduce/reuse/recycle）も生物多様性への取り組みとして記載されているケースが多いが、同様の理由で分析結果数字には含んでいない。

1 環境報告発行概況

調査対象期間中に入手可能な状態となった環境報告書類は、総数 701 本で、これは調査対象企業の 4 割弱にあたる数字である。この発行率は業種によって異なり、製造業では全般的に高く、

非製造業では低くなる。特に情報通信やサービス業、飲食業では、発行率が 1 割程度にとどまっており、情報開示の重要性そのものが広く認識されていない状態にある。

表 1 業種別発行状況

セクター	社数	発行数
水産農林	5	2
食品	72	41
鉱業	7	3
石油・石炭	11	6
電気・ガス	17	15
建設	99	54
ガラス・土石	33	15
金属製品	37	11
不動産	45	9
パルプ・紙	11	8
繊維	41	14
ゴム製品	11	7
医薬品	39	23
化学	131	92
輸送用機器	63	42
鉄鋼	32	12
非鉄金属	24	18
機械	124	49
精密機器	28	9
電気機器	156	100
その他製品	50	19
情報通信	129	21
運輸	73	31
サービス	124	13
卸売	149	32
小売	169	31
金融	138	24

原材料系	17 社	7
食品製品系	39 社	23
飲料タバコ	16 社	11

ゼネコン・インフラ系	48 社	29
設備・プラント系	35 社	16
住宅・マンション系	16 社	9

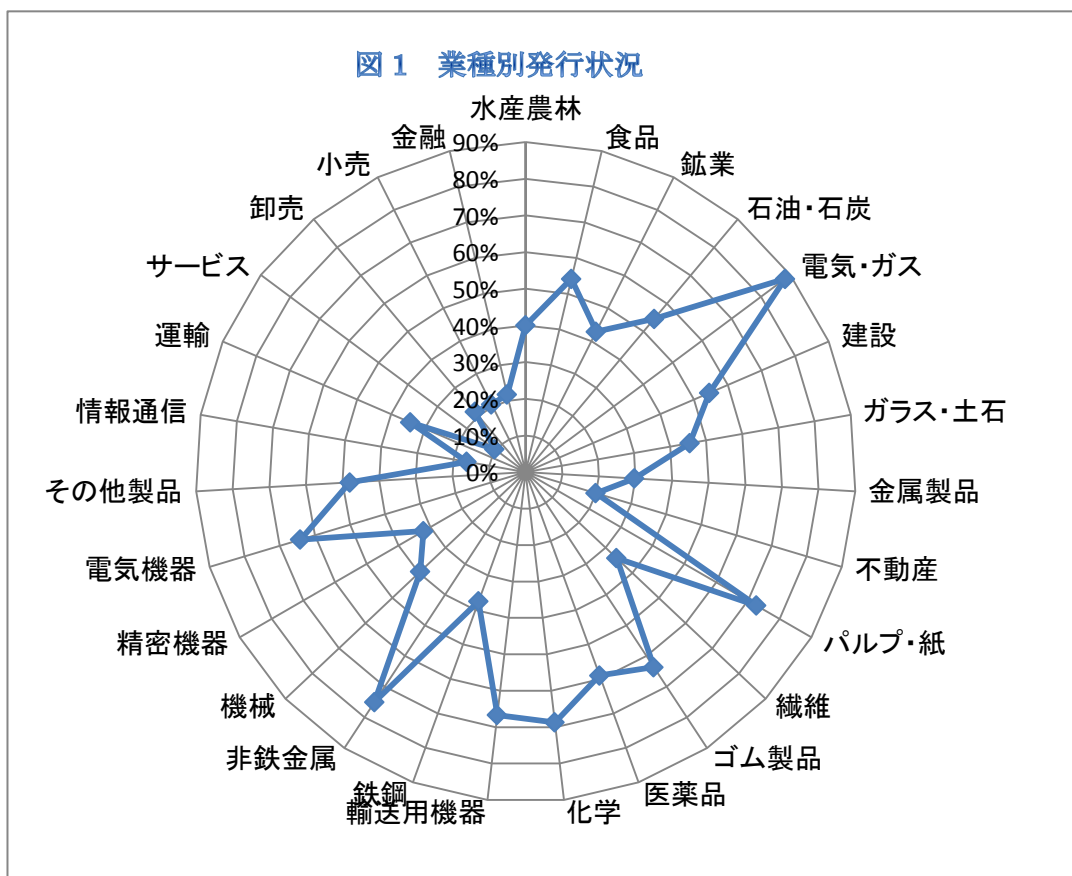
生物資源主体(産業向け)	34 社	24
生物資源主体(一般消費者向け)	21 社	11
非生物資源主体(産業向け)	76 社	57

陸運	39 社	21
海空運	13 社	7
倉庫・運輸関連	21 社	3

生物系	59 社	21
非生物	90 社	11

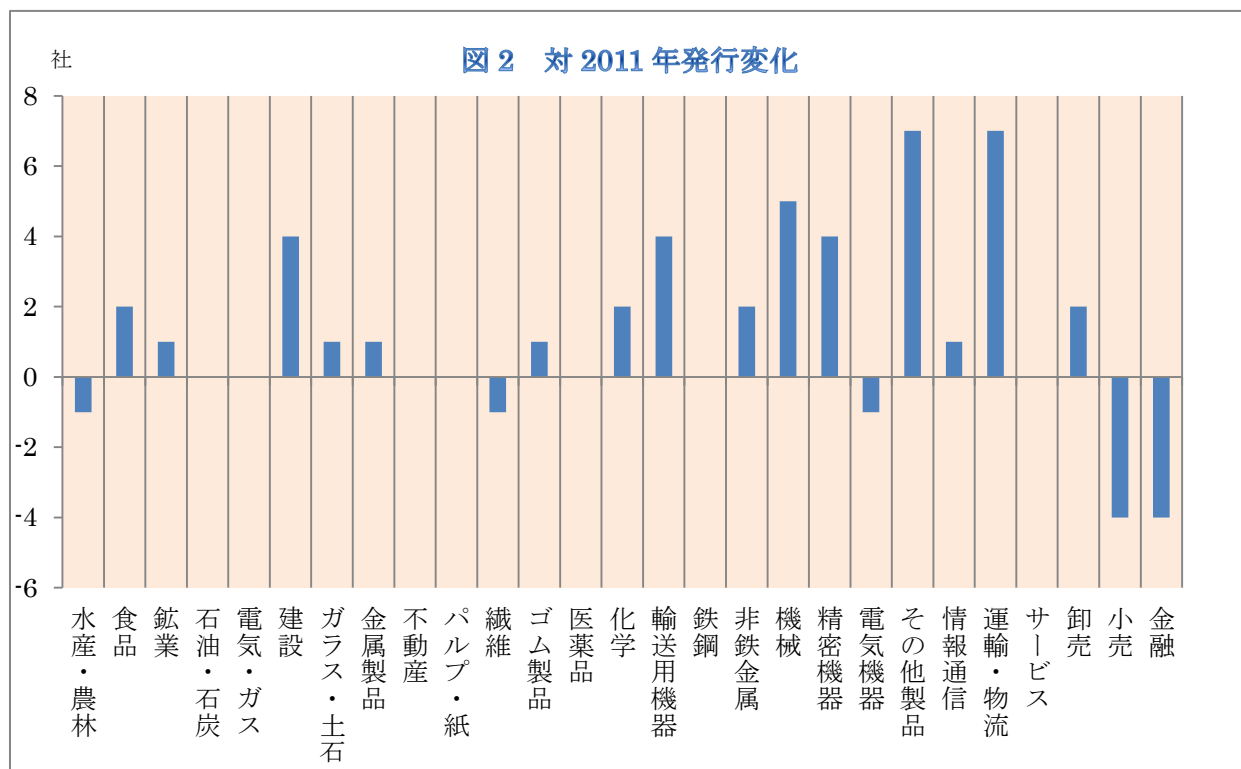
百貨店・GMS・食品スーパー	42 社	20
雑貨・ホームセンター・家具	31 社	1
その他専門店	58 社	6
飲食店	38 社	4

銀行	87 社	12
証券・商品先物	22 社	2
保険	7 社	5
その他金融	22 社	5



2011年にWWFで調査した発行状況と比べると、新規に発行した企業がある一方、発行を取り

やめた企業も出ているが、全体的には発行は増加基調にある。



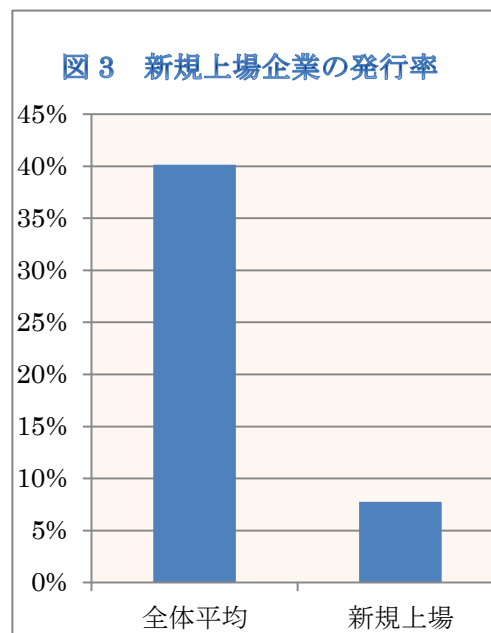
*環境報告書類は最新版のもののみ掲載する企業もあり、2011年の発行有無が確認できない企業については増減に含まれていない。また本図に限り、公表遅延により調査対象期間後の2014年12月に公表された報告書計38社分も含めている。

2011年の発行状況調査以降新規に上場し*、今回の調査対象に追加した企業は129社あったが、その多くはもともと発行率が低い情報通信産業及びサービス産業に属することから、発行率は10%に満たなかった。発行企業は、一部上場以前から発行しているところが殆どであり、一部上場にあたって情報開示の充実が図られる様子は見られない。

*大阪証券取引所からの異動、再上場企業は含まない。持ち株会社制度に移行した企業については、組織体制や報告対象範囲が変わるため、新規として含めた。

業種別の新規上場数は次の通り(括弧内は発行企業数)：

- 27社 情報通信
- 20社 サービス
- 16社 小売
- 8社 化学(2) 電気機器(3)
- 7社 卸売
- 6社 食品 機械(1) 金融
- 5社 運輸物流(1)
- 4社 輸送用機器(1) 不動産
- 3社 建設 ガラス土石 精密機器
- 2社 その他製品
- 1社 非鉄金属(1)



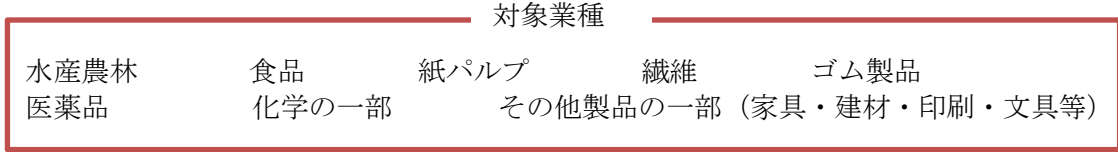
2 生物多様性への言及状況

生物多様性と事業との関わりは業種によって大きく異なる。ここでは右のように4つに大別し、生物多様性についての調査項目に該当する記載があるか点検した。環境憲章や環境方針での言及については、環境問題の解説文として引用されている性質のものは除外し、自社の取り組み姿勢を表明する文言と解釈できるものをカウントしている。また、生物多様性方針・宣言の策定については、企業によっては「考え方」として掲載しており、これも広義の方針にあたるものと見なして含めている。

ただし、憲章や方針は必ずしも事業活動詳細について記述するものではないため、専ら社会貢献活動を想定していると思われるものも、ここでは含めている。また、生物多様性方針については、2010年のCBD COP前後に策定が進んだ経緯を踏まえ、2011年調査時に既に方針を持っていた企業が赤字で示されている。

- ①原材料として生物資源を取り扱い・調達している(食品・紙等)
- ②原材料としての生物資源利用が無いもしくは限定的(工業製品)
- ③事業プロセスで自然改変が発生する(建設等)
- ④非製造業(流通や金融等)

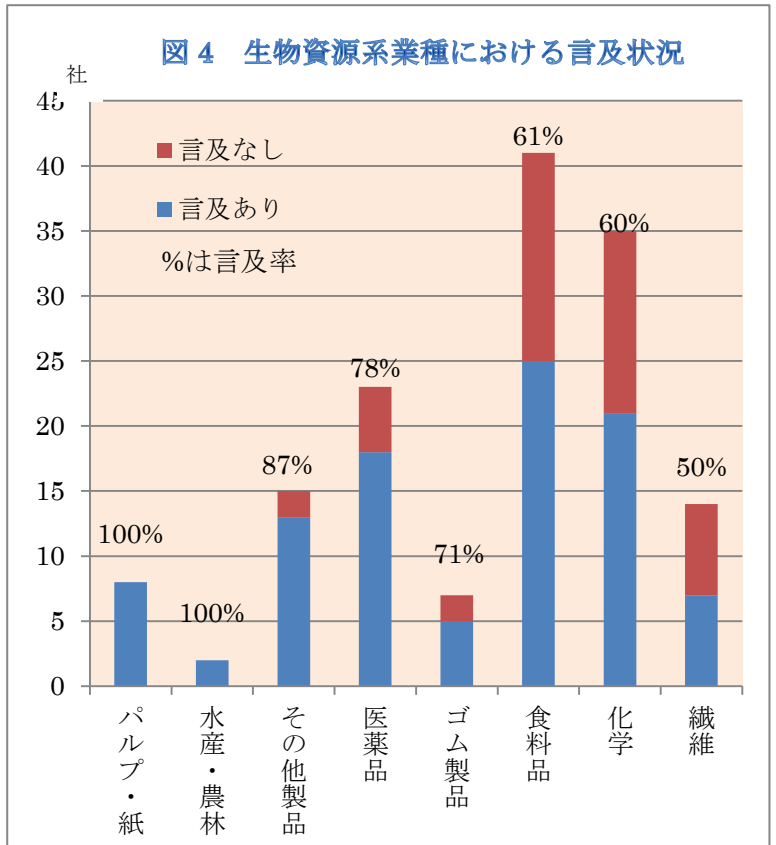
① 原材料として生物資源を調達している製造業 ならびに 第一次産業



<概観>

このグループでは食料品業界が社数の最も多いセクターとなるが、言及率は低い方に入る。食品原材料（製粉や製糖等）企業（7社）では全社何らかの言及が見られた一方、食品製品企業では23社中11社と50%に届かないため、業界全体的には言及率が伸びない結果となった。反面、化学業界では、消費者向け製品を展開している企業11社中7社が生物多様性に言及しており、全体の言及率に貢献している。

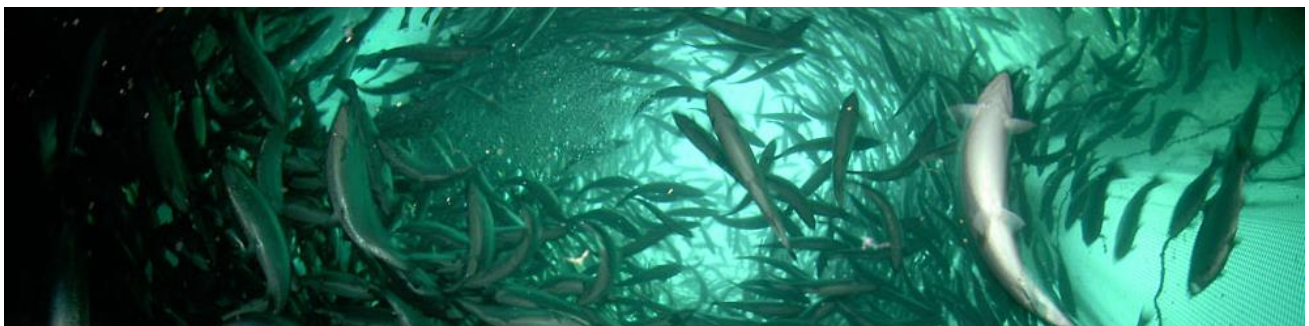
食料品業界の報告では「食の安全（セーフティ）」に関心が集中しており、環境と「食の保障（セキュリティ）」という観点は殆ど見られない。生物多様性や生物資源問題は「安全」よりも「保障」に関わる課題なので、この観点の濃淡が言及率の低さに結びついたと思われる。



<憲章や方針での位置づけ>

環境憲章や環境方針で生物多様性保全が位置づけられていた企業は51社（35%）、生物多様性方針や宣言等を発表していた企業は29社（20%）であった。業界の特徴として、パルプ紙業界は事業

の特性からサブ方針となる生物多様性方針を設けるのではなく、総合的な環境方針の中で生物多様性を位置づけている。化学業界では憲章と生物多様性方針の両方を掲げるのが主流となっている。



© Erling Svendsen / WWF

表2 言及企業（生物資源系）

業種	環境憲章 環境方針	生物多様性方針 宣言
水産 農林	極洋 日本水産	
食料品	味の素 キリンホールディングス	
	伊藤園 日清食品ホールディングス 日清製粉グループ 日本たばこ産業 不二製油 不二家 三井製糖 明治ホールディングス 森永製菓 森永乳業 ヤクルト本社	アサヒグループホールディングス カゴメ サッポロホールディングス ニチレイ 日本製粉 ハウス食品グループ本社
パルプ 紙	王子ホールディングス 大王製紙 中越パルプ工業 日本製紙グループ本社 北越紀州製紙 三菱製紙 レンゴー	
繊維	東洋紡 日清紡ホールディングス	住江織物 東レ
化学	旭化成ホールディングス ADEKA 花王 コーセー 三洋化成工業 資生堂 積水化成工業 東洋インキ SCホールディングス 富士フイルムホールディングス ライオン	
	荒川化学工業	積水化学工業
ゴム製品	ブリヂストン 横浜ゴム	
その他製品	共同印刷 コクヨ 大建工業 トップアンフォームズ ヤマハ リンテック	イトーキ 大日本印刷 凸版印刷
医薬品	アステラス製薬 武田薬品工業	
	大塚ホールディングス 小野薬品工業 科研製薬 参天製薬 大正製薬ホールディングス ツムラ	第一三共

*赤字は 2011 年調査時点で生物多様性方針を掲げていた企業

② 原材料として生物資源の利用が無い、もしくは限られる製造業

対象業種					
輸送用機器	鉄鋼	非鉄金属	機械	精密機器	電気機器
金属製品	化学の一部	その他製品の一部			

<概観>

生物資源を製品の原材料として使用していない企業の場合、事業プロセスにおける生物多様性への取り組みは、用紙や梱包材における配慮が中心となるため、①の生物資源系企業に比較すれば一般的に言及率は低くなる。しかしながら、電気機器セクターでは言及率が 50%を超えており、50%に届かない食品製品企業よりも高いスコアを示した。その背景には、電機・電子 4 団体（日本電機工業会、電子情報技術産業協会、情報通信ネット

ワーク産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会）が、2011 年 5 月に生物多様性作業部会を発足させ、事例集の作成や CBD 愛知目標との照合等、業界として推進してきた点が挙げられる。この作業部会の活動が個々の企業活動に反映された側面もあると思われるが、愛知目標の成立を受けてすぐに活動を開始したことを考えると、業界として課題設定が行われ、意識化が進んだ影響が大きいと思われる。

<憲章や方針での位置づけ>

環境憲章や環境方針で生物多様性保全が位置づけられていた企業は 69 社 (22%)、生物多様性方針や宣言等を発表していた企業は 67 社 (22%) であった。言及企業数が 60 近い電気機器業界では、双方掲げる企業とどちらかを掲げる企業がほぼ同数で三分されるが、生物多様性方針単独の企業は 2011 年時点ですでに掲げていたところが多く、環境憲章とセットになっている企業は、それ以降に生物多様性方針の策定が進んでいる。

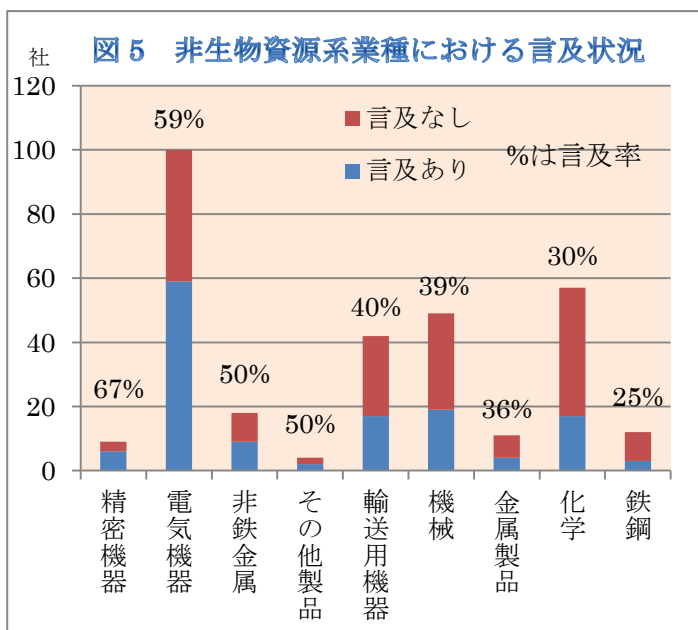
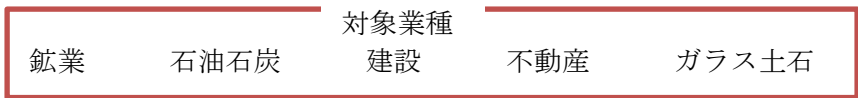


表3 言及企業 (非生物資源系)

業種	環境憲章	環境方針	生物多様性方針	宣言	
化学	住友ベークライト				
	石原産業 マー	宇部興産 日立化成	昭和電工 リケンテクノス	信越ポリマー	クラレ JSR 住友化学 積水樹脂 戸田工業 三菱ケミカルホールディングス
輸送機器	トヨタ紡織				
	カルソニックカンセイ ラド	川崎重工業 豊田自動織機	テイ	アイシン精機 ズキ	エフテック ケーヒン スズキ デンソー トヨタ自動車 本田技研工業 マツダ 三菱自動車
鉄鋼	日立金属		愛知製鋼		
非鉄金属	DOWA ホールディングス				
	三菱マテリアル		フジクラ 古河電気工業		
機械	アマダ 井関農機 小松製作所 日本精工				
	IHI 日立建機	クボタ ホシザキ電機	東芝機械 日本製鋼所	日立建機	サンデン ジェイテクト ダイキン工業 ディスコ
精密機器	島津製作所	テルモ	東京精密	ニコン	オリンパス
電気機器	アドバンテスト コニカミノルタ 澤藤電機 セイコーエプソン 東芝 東芝テック				
	パイオニア ー工業	パナソニック 三菱電機	日立製作所 ミネベア	富士通 明電舎	富士通 富士通ゼネラル 富士電機 ブラザー
電気機器	アズビル エスペック 沖電気工業 オリジン電気 京セラ クラリオン KOA コーセル JVCケンウッド 新光電気工業 東光 日本ケミコン 日本航空電子工業 日本電産コパル電子 日立マクセル ヒロセ電機 古野電気 マブチモーター 横河電機 ルネサスエレクトロニクス				
			アンリツ イビデン オムロン カシオ計算機 キヤノン シャープ ソニー ダイヘン 太陽誘電 TDK 東京エレクトロン 日本シイエムケイ 日本電気 日本電産 堀場製作所 リコー		
金属製品	リンナイ		三協立山 東洋製罐グループホールディングス		
その他製品	アシックス				

* 赤字は 2011 年調査時点で生物多様性方針を掲げていた企業

③ 事業プロセスで自然改変が発生する事業



<概観>

資源採掘や建設事業では、土地改変による負の影響を抑制するという文脈で生物多様性が意識されているため、ガラス・土石業界を除き、言及率が過半数を超える。建設業については、特に住宅建設を中心に木材利用の観点から生物多様性が課題として設定されている部分もある一方、通信設備等設備工事を主たる事業内容としている場合は言及率が20%に届かず、そのため建設業全体としての言及率が下がっている。

<憲章や方針での位置づけ>

環境憲章や環境方針で生物多様性保全が位置づけられていた企業は32社(31%)、生物多様性方針や宣言等を発表していた企業は20社(20%)であった。

鉱業では、個別ケースの言及はあっても方針として位置づけられている企業はなく、石油石炭でもほぼ同様の状況にある。

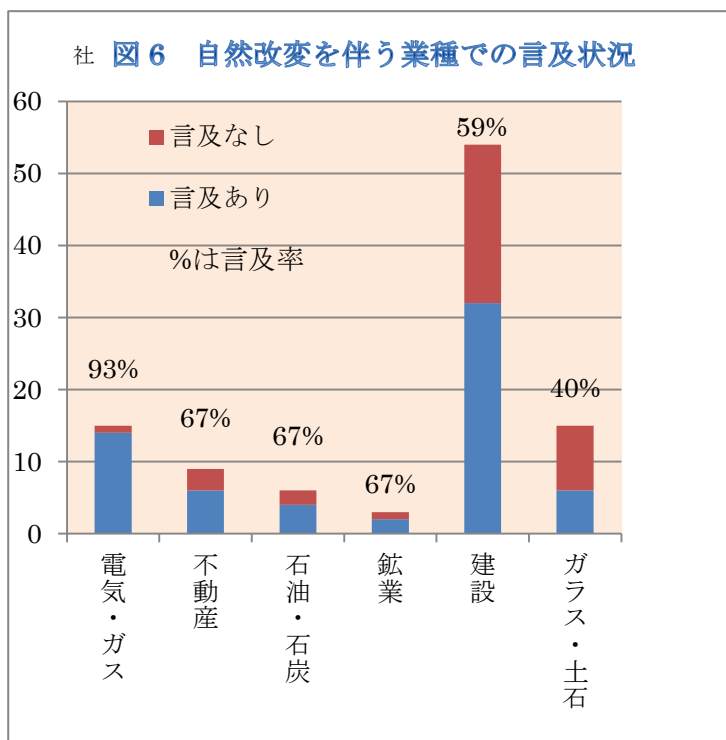
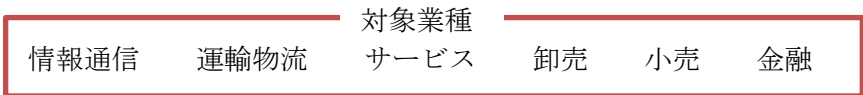


表5 言及企業 (自然改変事業分野)

業種	環境憲章・環境方針	生物多様性方針・宣言
鉱業		
石油石炭	J Xホールディングス	
電気 ガス	沖縄電力 関西電力 四国電力 静岡ガス 西部ガス 中国電力 中部電力 東邦ガス	大阪ガス 東京ガス
建設	安藤ハザマ 大林組 鹿島建設 熊谷組 建設工業 西松建設 長谷工コーポレーション	住友林業 大成建設 大和ハウス工業 東亜 清水建設 大東建託 戸田建設 前田建設 工業
不動産	東急不動産ホールディングス 三井不動産 三菱地所	ヒューリック
ガラス 土石	日本特殊陶業 TOTO	旭硝子

*赤字は2011年調査時点で生物多様性方針を掲げていた企業

④ 非製造業

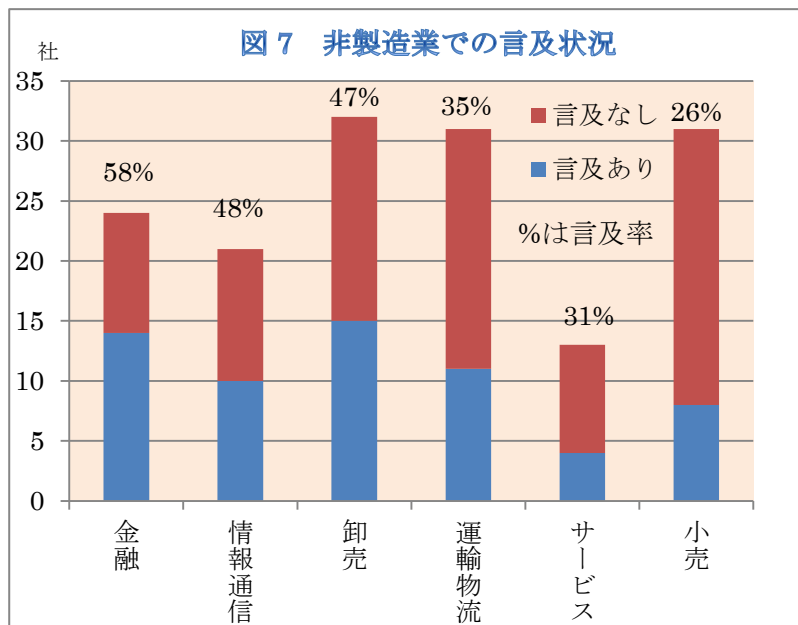


<概観>

発行率がそもそも低いセクターであるが、その中でさらに生物多様性に意識のある企業は金融セクターを除き 50%を切る。流通業界は生物資源の取扱いという点では非製造業の中でも事業面の関わりが大きい、特に小売業界において、総合スーパーの一部にしか言及が見られず、飲食店やホームセンター等の専門店では言及している企業が皆無であった。

<憲章や方針での位置づけ>

環境憲章や環境方針で生物多様性保全が位置づけられていた企業は 27 社 (18%)、生物多様性方針や宣言等を発表していた企業は 15 社 (10%) であった。数は少ないながらも情報通



信では生物多様性方針を策定する企業が登場している一方、運輸物流や小売業では 2011 年以降の新規策定企業は無く、進展が見られなかった。

表6 言及企業 (非製造業)

業種	環境憲章 環境方針	生物多様性方針 宣言
情報通信	伊藤忠テクノソリューションズ NEC ネットエスアイ NTTドコモ	KDDI 日本電信電話 野村総合研究所
運輸物流	川崎汽船	京王電鉄 日本航空
サービス	NECフィールドイング セコム	
卸売	伊藤忠商事 兼松 双日 伯東 阪和興業 松田産業 丸紅 三井物産 三菱商事 八洲電機 リョーサン	
小売	セブン&アイホールディングス ミニストップ ユニグループホールディングス	イオン ファミリーマート
金融	NKSJ ホールディングス MS&AD ホールディングス 大和証券グループ本社	滋賀銀行 八十二銀行 東京海上ホールディングス 三井住友トラスト・ホールディングス 三菱UFJフィナンシャルグループ 三菱UFJリース りそなホールディングス

* 赤字は 2011 年調査時点で生物多様性方針を掲げていた企業

3 原材料調達方針の策定状況

調達に関する方針としてよく見かけるのは、人権等の社会的側面にも及ぶ CSR 調達と、環境に特化したものとしてグリーン調達である。特に後者は環境面から配慮すべき事項を個別具体的に指示しているが、有害化学物質と温室効果ガス削減、及び省資源を観点としたものとして発展してきているため、原材料採取地における生態系や生物多様性への影響に主眼を置いたものではない。グリーン調達方針の章立てとして「生物多様性」が設けられているケースもあるが、その内容は取引先に対し生物多様性保全に関する活動を奨励するものであり、調達品目を規定する性質のものではない。

例外として、調達品目の一つとして木材がある建設業界では、グリーン調達方針内に詳細な規定で言及している。これ以外の業界では、原材料採取時点での負荷に着目した方針は、独立した「原材料調達方針」として策定されるようになってき

ている。

原材料調達方針として現在策定が多く見られるのは、特定の原材料に関するもので、調達全般に関するものはまだ少ない。また、調達方針の種類によらず、その内容が「違法性の排除」もしくは「合法性の担保」で、法律遵守以上の基準を設けるまでには至っていない企業も見られた。法律遵守は企業が社会で活動する前提条件であり、すべての企業で調達活動において考慮されるべきものであろう。それすらまだ調達の基本要件として一般化していないのは、原材料における違法性問題そのものが周知されていないか、自社との関係性が理解されていない可能性がある。

なお、調達ガイドラインの存在は公表されているが、内容は非公開の企業も数社あった。さらに環境報告は発表されていなくても調達方針を掲げている企業もいるため、ここで紹介されているものがすべてではない。

持続可能な原材料調達方針を策定し、産地の生物多様性配慮を規定している企業

イオン（小売） キリンホールディングス（食品） TOTO（ガラス・土石）

CSR 調達方針の中に原材料調達における生物多様性配慮を記載した企業

J オイルミルズ（食品）

グリーン調達項目で木材に関し「持続可能な森林経営」に言及している建設・建設関連企業

大林組 清水建設 鹿島建設 大建工業 三菱地所

この4社の方針では

- トレーサビリティの確立（イオン）
- 第三者認証（キリンホールディングス）
- 現地の生態系への配慮（イオン、TOTO、J オイルミルズ）

が違法性排除に加えて求められており、現地の実態を重視する姿勢という点に共通性が見られる。またキリンでは材料単位ではなくサプライヤー企業の環境破壊行為の有無も要件としている。

この5社の木材に関する要求事項は、「持続可能な森林経営」から算出された材、もしくは「森林認証材」であることを要件としている。

表7 特定原材料について調達方針を策定している企業

<林産物>

原材料	業種	社名
木材・木質原料 (23社)	建設	住友林業 積水ハウス 大東建託 大和ハウス工業
		ミサワホーム 三井ホーム
		紙パルプ
	電気機器	キヤノン パナソニック
その他製品	イトーキ 岡村製作所 河合楽器工業 キングジム コクヨ リンテック ヤマハ	
		紙 (12社)
紙 (12社)	その他製品	大日本印刷 凸版印刷
	化学	花王 JSR
	精密機器	ニコン
	電気機器	セイコーエプソン ソニー リコー
	情報通信	学研ホールディングス
	卸売	日本紙パルプ商事

特定原材料に関する方針の大半は森林資源に関するものである。業種により木材や紙の原料となるチップ・パルプに関する方針と、完成品である紙についての方針とに分かれるが、共通して見られたのは「持続可能な森林経営」や「森林認証」に関する記述である。35社中26社（74%）でこれにあたる内容が盛り込まれている。

それよりはまだ少ないものの、「保護価値の高い森林」から由来するものは調達しないことを掲げる企業も増えてきており、全般型のイオンも含めると16社（表中の茶字企業）が方針に掲げていた。

また、特に紙の調達方針に見られたのが、製品単位ではなく、事業者単位でのスクリーニングである。花王、JSR、ニコン、ソニー、キリンホールディングス*は、「環境破壊を行っている」と判断される事業者の製品は回避する」としており、個別製品が他の要件を満たしていても、供給元の事業に問題があれば除外される内容となっている。取引企業の企業姿勢に対する要請はグリーン調達等でも見られるが、取引を行わないという性質のものではなく、排除型が見られるというのは一つの特徴と言えよう。

*キリンは全般的方針として掲げている

<農産物>

原材料	業種	社名
パーム油	食品	日清食品ホールディングス
	化学	花王
ポリ乳酸	繊維	ユニチカ

農産物は林産物のような統一的認証制度は無いこともあり、個別方針としては殆ど見られないが、策定している企業では森林から農地への転換問題に言及が見られた。

<水産物>

原材料	業種	社名
水産物	小売	イオン
大西洋クロマグロ	卸売	三菱商事

水産国家といっても過言ではない日本であるにもかかわらず、水産物についての調達方針は農産物以上に浸透していないのが現状である。

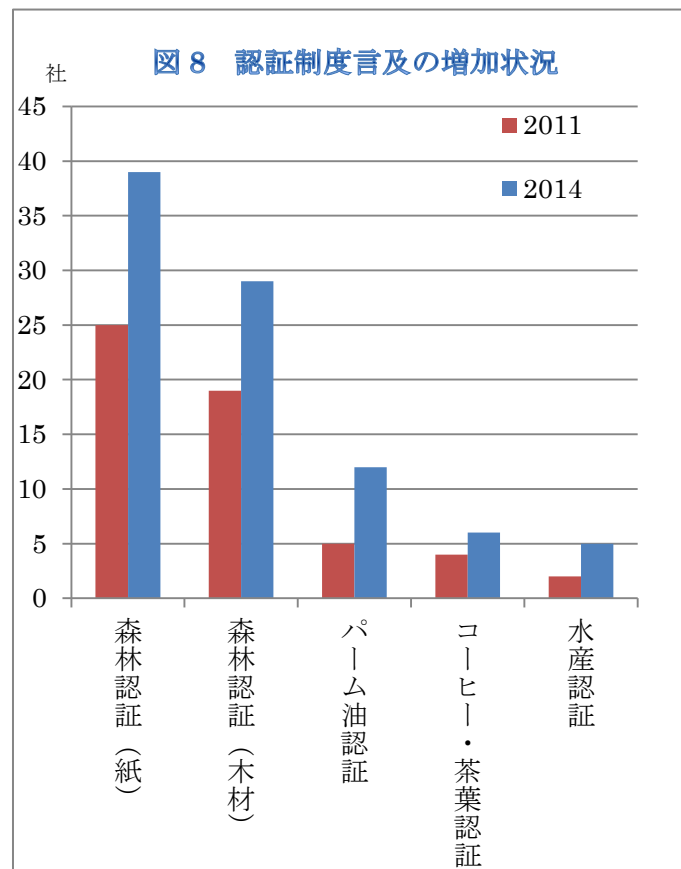
4 認証制度への言及状況

持続可能な原材料調達を実施していく手法の一つに、森林管理協議会（FSC）や海洋管理協議会（MSC）に代表される第三者認証制度があるが、第3節で紹介したように、原材料調達方針としてこの認証制度を掲げる企業は多い。また、これら制度の基準に合致した製品にはラベルが付されることから、原材料調達方針の有無によらず、認証製品の利活用を生物多様性に関する活動実績として紹介している企業も増えている。

言及のされ方を2011年と比べると、以前は社有地での森林認証取得のような原材料調達とは異なる文脈で取り上げられていた事例もいくつかあったが、2014年はそうした記載がほぼ消え、事業活動で利用する資源という観点での記載に収斂してきている。それを考慮すれば、図表の差異以上に認証制度を調達に利活用している企業は増加していると言える。

*企業数比較にあたっては、2011年では報告書を発行していても2014年版の発行は調査対象期間中になかった企業は除外した。

認証制度は原材料ごとに異なる関係上、その原材料を使用している業界でのみ取り上げられることになるが、業態によらず使用される紙については多くの業種で具体的取り組みとして手がけられている。建設建築関連では、同じ林産物で



も木材が事業と直結する資源のため、記載は木材に集中した。また、鉱業や石油石炭、電気ガスのエネルギー関連業界では、紙についても取り組みとしての言及はなく、認証制度に関連する記載が全く無い唯一のセクターとなった。

表8 業種別認証制度言及状況

(社)

	食品	エネルギー	建設・建築関連	生物資源系製造業	非生物資源系製造業	運輸・情報通信・サービス	商業	金融
森林認証(紙)	4	0	0	17	9	3	1	6
森林認証(木材)	0	0	13	4	4	0	8	0
水産認証	2	0	0	0	0	0	3	0
パーム油認証	4	0	0	5	1	0	2	0
コーヒー茶葉認証	5	0	0	0	0	0	1	0

認証制度は資源により複数の制度があり、森林認証では FSC（森林管理協議会）、PEFC（森林認証プログラム）、SGE（緑の循環認証会議）が使用している制度として挙げられていたが、制度を特定しないものも多かった。

水産認証については天然魚と養殖魚の違いにより認証制度の呼称が異なり、それを反映して MSC（海洋管理協議会）と ASC（水産養殖管理協議会）の二つが見られたが、それ以外には登場していない。

パーム油とコーヒー茶葉についてはいずれも単独の認証制度のみであった（RSPO—持続可能なパーム油のための円卓会議—とレインフォレストアライアンス認証）。なお、フェアトレード関連の認証も利用されているが、本調査では生物多様性に関する基準の観点から、フェアトレード認証の利用については調査対象から外している。

表 9 森林認証制度の言及内訳

業種	FSC	PEFC	SGEC	無指定
食品	3	1		(社)
建設関連	4	3	1	7
生物資源系製 造業	18	8	2	3
非生物資源系 製造業	8		1	4
運輸・情報通 信・サービス	2			1
商業	7	1		1
金融	3			2
計	45	13	4	18

*複数の制度を利用している企業がいるため、合計数は表 8 の社数とは一致しない

5 生物多様性に対する体系的な進め方

環境憲章・方針及び／もしくは生物多様性方針という基盤は策定しても、その基盤の上で目指すべき中期目標や活動方針に落とし込みがされ、生物多様性保全に向けた継続的かつ実効性ある取り組みが行われているかはまた別である。ここでは、各企業の方針が具体的プランや目標に反映され、実施に向けた取り組みがあるのかを検証する。

「活動計画」はほぼすべての企業で報告年度の実績及び次年度の計画が一覧表で掲出されている。生物多様性もこの一覧表の見出し項目として挙げられているケースは多いのだが、その内容を見ると、他の見出し項目とは異なり、生物多様性については活動計画の記載が「生物多様性保全活動を推進する」といったレベルのものも多い。活

動計画の項目になっているかどうかだけでは、落とし込みがされているとは言えない状態である。

そこで、ここでは、事業活動としての位置づけと憲章や方針で掲げている内容との整合性・関連性という観点から記載内容を精査し、数値目標や将来ビジョンの類があるもの、あるいは着手すべき事業活動分野が具体的に記載されたものを、生物多様性保全活動の活動計画として取り上げることとした。

報告年度の活動計画と活動実績一覧表で生物多様性の項目がある企業でも、上記要素に欠けると判断した 61 社（言及企業の 17%）を除外した結果、以下の各表で社数が伸び悩むこととなった。

*業種の分け方は第 2 節と同じ。

表の見方

憲章と生物多様性方針	4	
調達方針有	2	
目標有(調達方針有/無)	1	2

策定企業数

策定企業中調達方針を策定している企業数

調達方針は無いが目標や活動計画を設定している企業

調達方針策定企業中、目標や活動計画を設定している企業数

灰色で塗りつぶされている欄は、その条件に合致する企業がいなかったことを意味している。

憲章・多様性方針・目標の3つの要素を満たす企業がない	目標・活動方針有				目標・活動方針無				活動記載企業数	発行企業数
	憲章と多様性方針	憲章のみ	多様性方針のみ	憲章・多様性方針無	憲章と多様性方針	憲章のみ	多様性方針のみ	憲章・多様性方針無		
		1		1		1		1	2	2
	0	0	0	0		0	0	0	0	41
		5		1		2		2	8	8

方針の策定は無く、目標のみ設定した企業の内、具体的活動記載があった数

多様性方針はあるが目標策定は無い企業の中で、具体的活動記載があった企業は無い

① 原材料として生物資源を調達している製造業 ならびに 第一次産業

環境憲章・方針と生物多様性方針の両方を策定し、調達方針も策定した3社（食品2社・化学1社）は目標設定まで進んでおり、具体的な活動についても詳細な報告が成されていた(赤字部分)。この一連の構造が揃っている体系的な展開は、セクターとしては紙パルプ業界で見られ、環境憲章と調達方針を備えた7社中4社（57%）が体系的な取り組みを見せているのに加え、調達方針のみ設けた1社も具体的な目標は掲げている(青字部分)。資源問題として生物多様性が直結する事業

特性によるところが大きいですが、業界として生物多様性への取り組みが進展している。

対照的に、生物資源が同様に事業の中核にある食品業全体を見ると、体系的取り組みを見せている前述の2社はむしろ例外的存在であり、大半は憲章や方針の「宣言」レベルであった。この業種に属する社数を考慮すると、家具・楽器や文具メーカーからなるその他製品業の方がむしろ活動への展開が見られた。(表10)

表10 生物資源系企業における 全般的方針—調達方針—目標・活動計画

	水産・農林	食品	パルプ・紙	繊維	化学	ゴム製品	その他製品	医薬品
発行企業数	2	41	8	14	35	7	15	23
憲章と生物多様性方針	0	2	0	0	10	2	0	2
調達方針有		2			1	0		0
目標有(調達方針有/無)		2			1 2	2		1
憲章のみ	2	11	7	2	2	0	6	6
調達方針有	0	1	7	0	0		4	0
目標有(調達方針有/無)	1	1 2	4	0	0		2 1	2
生物多様性方針のみ	0	6	0	2	1	0	3	1
調達方針有		0		0	0		3	0
目標有(調達方針有/無)		2		0	0		0	1
方針無し	0	22	1	10	22	5	6	14
調達方針有		1	1	1	0	0	2	0
目標有(調達方針有/無)		0 0	1 0	0 0	0	0	1 0	1

逆に個々の活動報告の記載状況から見ると、上位方針や活動方針が無い企業でも取り組み報告は見られる(赤枠部分)。その理由の一つとして、方針策定や目標設定には社内合意を得るための時間が必要であり、それを待たずに具体的対策を講じていることが挙げられる(例 認証制度への参加)。また、認証製品の利用は、活動の枠組みにおける位置づけがなくても進めることが可能

であり、こうした取り組みの記載が数値に反映されている

しかし、発行企業数と活動記載企業数を比較すると、上述した食品業界における浸透度の低さが個別の活動報告でも同様に見られ、目標・活動方針が無い企業間で比較すると、化学業界や医薬品業界の方が活動計画が見られる結果となった(青字部分)。(表 11)

表 11 生物資源系企業の活動

	目標・活動方針有					目標・活動方針無					活動記載企業数	発行企業数
	憲章と多様性方針	憲章のみ	多様性方針のみ	憲章・多様性方針無	小計	憲章と多様性方針	憲章のみ	多様性方針のみ	憲章・多様性方針無	小計		
水産・農林		1			1		1			1	2	2
食品	2	2	2		6		0	2	2	4	10	41
パルプ・紙		5		1	6		2			2	8	8
繊維					0		0	1	1	2	2	14
化学	2				2	5	0	1	2	8	10	35
ゴム製品	2				2				0	0	2	7
その他製品		3		0	3		1	3	0	4	7	15
医薬品	1	1	0		2	1	2		3	6	8	23
計	7	12	2	1	22	6	6	7	8	27	49	145

② 原材料として生物資源の調達が無い もしくは 極めて限られる製造業

第2節で述べたように、取り組みの切り口が限られている業態であることから、生物資源系製造業と比較すると、環境憲章・方針や生物多様性方針での記載があっても宣言レベルで止まっており、目標や活動計画にまでは至っていないと

ころが大半であった。その中で、電気機器メーカーの3社は、紙に関する活動が主たる内容となるが、調達方針と目標も設定された体系的アプローチでの展開を見せている(赤字部分)。(表 12)

表 12 非生物資源系企業における 全般的方針—調達方針—目標・活動計画

	化学	輸送用機器	鉄鋼	非鉄金属	機械	精密機器	電気機器	金属製品	その他製品
発行企業数	57	42	12	18	49	9	100	11	4
憲章と生物多様性方針	1	1	0	3	4	0	16	0	0
調達方針有	0	0		0	0		2		
目標有(調達方針有/無)	0	0		0	0		1	6	
憲章のみ	6	4	1	1	6	4	20	2	1
調達方針有	0	0	0	0	0	1	0	0	0
目標有(調達方針有/無)	0	0	0	0	0	1	0	0	0
生物多様性方針のみ	6	9	1	3	4	1	16	2	0
調達方針有	1	0	0	0	0	0	3	0	
目標有(調達方針有/無)	1	0	2	0	1	0	2	4	0
方針無し	44	28	10	11	35	4	48	8	3
調達方針有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
目標有(調達方針有/無)	0	0	0	0	3	0	1	1	0

個々の活動の記載状況でも、同様の特徴が見られた。まず、目標や活動方針を定めたグループ (A) に該当する企業が大半のセクターでおらず、大半が目標を定めていない企業群 (B) になるため、活動としての報告数も A 群と B 群で倍以上の開きがある (青字部分)。また、B 群でも環境憲章・方針もしくは生物多様性方針の策定が見ら

れない業種は無いが、活動報告が少なく、問題意識と活動とのギャップが大きい。活動としては上位方針や目標とは切り離れた単発的なものが行われてはいるものの、問題意識をどう取り組みに展開していくか、いまだ見えてこないのが実情と思われる。(表 13)

表 13 非生物資源系企業の活動

	(A) 目標・活動方針有					(B) 目標・活動方針無					活動記載企業数	発行企業数
	憲章と多様性方針	憲章のみ	多様性方針のみ	憲章・多様性方針無	小計	憲章と多様性方針	憲章のみ	多様性方針のみ	憲章・多様性方針無	小計		
化学			1		1	0	2	1	2	5	6	57
輸送用機器			0		0	1	0	1	1	3	3	42
鉄鋼					0		0	0	1	1	1	12
非鉄金属			0		0	1	1	1	1	4	4	18
機械			0	1	1	1	0	0	1	2	3	49
精密機器		1			1		1	0	0	1	2	9
電気機器	3		3	0	6	3	2	2	1	8	14	100
金属製品				1	1		0	0	0	0	1	11
その他製品					0		0		0	0	0	4
計	3	1	4	2	10	6	6	5	7	24	34	302

③ 事業プロセスで自然改変が発生する事業

建設業では、最上位の方針のタイプによらず、生物多様性の観点を盛り込んだグリーン調達や原材料調達方針を策定している企業の殆どが目標や活動計画を策定している (赤字部分)。業態

上、目標設定がしやすい面はあるが、調達方針を設けていない企業ではは目標や計画もほぼ皆無であり、強い関連性が見られた。(表 14)

表 14 自然改変を伴う事業分野での 全般的方針－調達方針－目標・活動計画

	鉱業	石油・石炭	電気・ガス	建設	不動産	ガラス・土石
発行企業数	3	6	15	55	9	15
憲章と生物多様性方針	0	0	0	10	1	0
調達方針有				4	0	
目標有(調達方針有/無)				2	0	
憲章のみ	0	1	8	8	2	1
調達方針有		0	0	2	2	1
目標有(調達方針有/無)		0	0	2	1	1
生物多様性方針のみ	0	0	2	4	1	1
調達方針有			0	1	0	0
目標有(調達方針有/無)			0	1	0	0
方針無し	3	5	5	32	5	12
調達方針有	0	0	0	1	0	0
目標有(調達方針有/無)	0	0	0	1	0	0

具体的活動で見ると、建設業を除き、大半の活動は目標や活動方針に位置づけられたものではない。鉱山等採掘関連事業では採掘跡地の植生回復等が活動として記載されていたが、これらは

この業種ではいわば「コンプライアンス」レベルのものであり、それ以上に踏み込んだ取り組みが報告は見られなかった。(表 15)

表 15 自然改変を伴う事業体での活動

	(A) 目標・活動方針有					(B) 目標・活動方針無					活動記載企業数	発行企業数
	憲章と多様性方針	憲章のみ	多様性方針のみ	憲章・多様性方針無	小計	憲章と多様性方針	憲章のみ	多様性方針のみ	憲章・多様性方針無	小計		
鉱業									2	2	2	3
石油・石炭							0		1	1	1	6
電気・ガス							0	1	1	2	2	15
建設	4	2	2	1	9	5	2		7	14	23	55
不動産		1			1	0	1	0	2	3	4	9
ガラス・土石	0	1			1	0		0	3	3	4	15
計	4	4	2	1	11	5	3	1	16	25	36	103

④ 非製造業

非製造業の中で上位方針から活動目標までそろっているのは小売の1社に限られる(赤字部分)。環境憲章や生物多様性方針が策定されてい

る企業がもともと少ないが、それら少数の先進的企業でも、そこからさらに調達方針等の個別方針や目標設定には進んでいない。(表 16)

表 16 非製造業での 全般的方針—調達方針—目標・活動計画

発行企業数	情報通信 21	運輸・物流 31	サービス 13	卸売 32	小売 31	金融 24
憲章と生物多様性方針	0	0	0	2	1	2
調達方針有				0	1	0
目標有(調達方針有/無)				0	1	0
憲章のみ	3	1	2	10	3	3
調達方針有	0	0	0	1	0	0
目標有(調達方針有/無)	0	0	0	0	0	0
生物多様性方針のみ	3	2	0	0	1	5
調達方針有	0	0			0	0
目標有(調達方針有/無)	0	1			0	1
方針無し	15	28	11	20	26	14
調達方針有	1	0	0	1	0	0
目標有(調達方針有/無)	0	0	2	0	1	0

報告発行率が低いグループではあるが、具体的取り組みの状況を見ると、活動報告率はむしろ高い。目標や活動方針が定まっている企業が少ないため、大半は(B)群であるが、特に卸売業で森林認証制度への取り組みが見られたことから、発行企業の三分の一で何らかの活動が見られた(青字部分)。これが全体的数字を押し上げている面が強いが、社数が倍ある非生物資源系製造業よりも活動記載企業数は多い結果となった。(表 17)

表 17 非製造業での活動

	(A) 目標・活動方針有					(B) 目標・活動方針無					活動記載 企業数	発行企業 数
	憲章と 多様性 方針	憲章の み	多様性 方針	方針無	計	憲章と 多様性 方針	憲章の み	多様性 方針	方針無	計		
情報通信							1	1	4	6	6	21
運輸・物流				1	1		0	0	4	4	5	31
サービス							0		1	1	1	13
卸売		1		0	1	2	6		1	9	10	32
小売	1				1		1	0	2	3	4	31
金融			1		1	1	1	3	2	7	8	24
計	1	1	1	1	4	3	9	4	14	30	34	152

提言 ～まとめに代えて～

- 使用している自然資源量が生物多様性取り組みの管理指標となる
- 事業活動の細部に生物多様性取り組みの可能性とリスクがある
- 企業も財やサービスを消費しており、「消費者」としての社会的責任がある

数値目標化は可能か

生物多様性への取り組みは、地球温暖化対策や化学物質対策と異なり、量的に目標管理できる物質の問題に集約できないため、目標や計画そして実績の数値化が難しい。「計測できるものが経営管理できるもの」と言われるように、生物多様性への取り組みを企業が進めづらい原因の一端はここにあったように思う。

しかし、こうした数値化の可能性は生物多様性保全への貢献をどのように捉えるかによって大きく変わってくる。WWF が市場変革イニシアチブや持続可能な漁業イニシアチブで提唱してきた持続可能な生産と消費は、CBD 愛知目標 4 (右囲み参照) がまさに求めているものだが、生産活動を持続可能なものにしていくことが出来るのは生産活動の主体である企業である。この生産という観点に立てば、自然資源利用を地球の許容量

愛知目標 4

遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。

内に抑えるという「数量化」は可能となる。実際、材として取引される自然資源の量は帳簿に記載され、コストに直結するので経営管理の対象に既になっているはずである。

そこから数値目標化へと歩を進めた企業も実際に登場している。本調査を基に 2015 年 2 月に

発表した「ビジネスと生物多様性 勝手にアワード」の受賞企業であるキリンホールディングスや花王では、年限を定めた数値目標を掲げているし、2014年11月に発表したWWFの報告書「より良い生産をみんなの関心事に」[†]でも、こうした目標を発表した海外の企業や業界団体の事例を多数挙げている。さらに、RSPOでは年限つき数値目標がメンバーの条件にすらなっていることを見れば、こうした数値目標化が今や世界の大きな潮流となっているのである。

どこで自然資源を使っているか

他方、今回調査した企業の多くは自社が使用している自然資源量を生物多様性取り組みの管理指標とはしていなかった。推測だが、自然資源は様々な形を変えるため、自然資源やそれを提供している森や海の現状と完成品とが結びつかず、見過ごしていたり、紙のように日常的に使用できているため、逆に生産の持続可能性について大きな問題があると気づいていないのではないだろうか。無論、自然資源利用度は業態により大きく異なるため、意識と取り組み度合いに濃淡は生じる。しかし、事業活動の中核ではないため意識が向いていないだけの場合もある。

例をあげよう。航空業界にとっての環境問題と言えば化石燃料からのCO2排出を誰しも思い浮かべ、生物資源も紙ぐらいしか思わないかもしれない。しかしオランダのKLMは、CO2削減への取り組みだけでなく、機内食の持続可能性を同様に重要なテーマとして設定した。料理として提供される魚、調理油として使用されるパーム油、そして豚や鶏肉の飼料として消費される大豆について、それぞれの認証制度（MSC/RSPO/RTRS）を利用し、「持続可能なケータリング」を追求しているのである。



KLM 機内食の箱に印刷された「グリーンパーム」ラベル
(中央左側)

このような事例は国内でも皆無ではない。上述の「ビジネスと生物多様性 勝手にアワード」のやはり受賞企業である日本板硝子では、梱包用木材に着目し、認証製品の流通管理体制に対する認証（CoC認証）を義務付け、持続可能な資源利用を推進している。「神（もしくは悪魔）は細部に宿る」と言われるように、取り組みの可能性とリスクは事業の意外なところに潜んでいるのである。

消費者としての企業

非製造業の場合はどうか。ここで強調したいのは、企業は持続可能な生産の担い手であると同時に、持続可能な消費の重要な担い手でもあるということだ。IT企業であっても、紙を一枚も使わないということはないし、オフィスの給湯室には植物油の食器洗剤が置かれていることだろう。些細な取り組みで報告するほどではないと思われるかもしれないが、オフィス用品や事務用品のグリーン購入は、購入量の多寡によらず殆どの企業が環境報告書で言及していた。環境貢献活

[†] http://www.wwf.or.jp/corp/2015/02/post_23.html 参照

[‡] <http://www.wwf.or.jp/corp/2015/04/wwf5.html> 参照

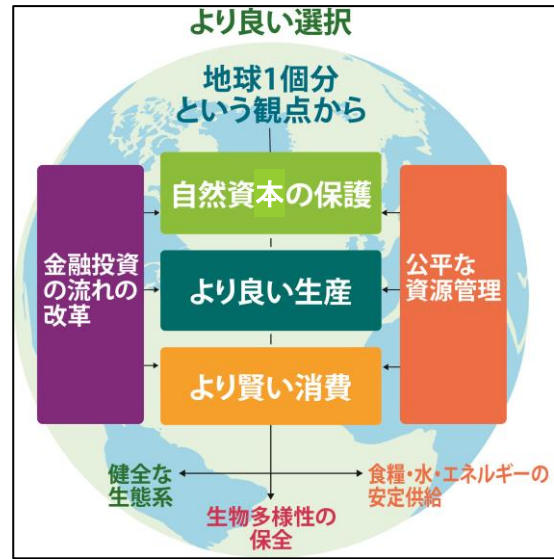
動の一つとして確立したグリーン購入に、認証製品の優先的購入を基準として加えることは、それほど難しいことではあるまい。各社が設けているグリーン購入基準や要領は内容の開示が殆ど無かったが、購入実績の開示と合わせ、企業が携われる生物多様性保全活動として再度点検し、取り組みとして位置づけ直すことをお勧めする。

社員食堂を備えている企業であれば、ケータリング契約の中で配慮を求めていくという方法もある。今回の調査ではその種類の取り組みは残念ながら皆無だったが、海外に目を転じれば、世界最大のケータリングサービス企業ソデクソは、今年中に調達する水産物のすべてを MSC 認証にすると公約している。これを単なるソデクソの CSR 活動と言ってしまってもできるが、KLM の事例に見られるように顧客企業からの要求に応える、あるいは顧客獲得の材料にするというビジネス上の必要性があることは想像に難くない。企業はサービスを受ける消費者としても「賢い選択」が可能であり、「賢い消費者（社）」となることも社会責任の果たし方の一つなのである。

生物多様性との関係性とは

報告書の調査を通じて感じたのは、生物多様性問題に対する日本企業の戸惑いである。第 5 節で紹介した活動の目標・方針として数に入れたものの中には、生物多様性と事業との関係性を把握するというものが実は少なからず含まれている。数値目標まで設けている企業と比較すると、これを同列に扱うか迷ったが、事業との関係性を把握することは、意義ある取り組みに着手するための最初の大事な一歩であることから、活動方針として取り扱うこととした。しかし、その結果どうなったかについての記載は少ない。おそらく大半の

図 9 地球 1 個分という観点



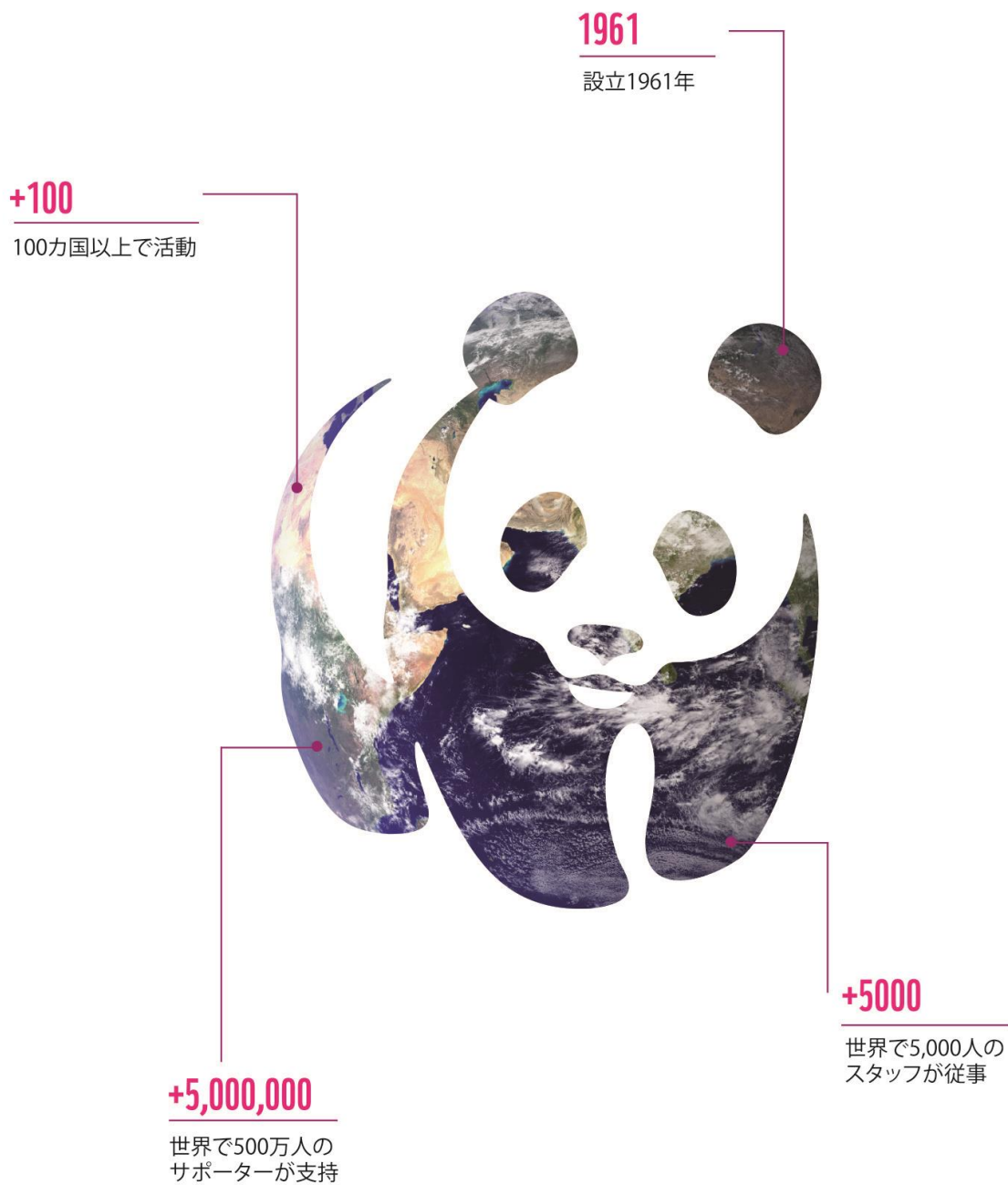
生物多様性保全は自然資本・生産・消費とそれらを支えている資源利用と金融のあり方次第である

企業は関係性が見えないか、その結果に確信が持てず、何をし得るのが分からないまま、生物多様性が取り組み題目としては残ってしまっている、そんな状態にいるのではないだろうか。

生物多様性について何かしなければならぬという義務感を持ち、誠実にその義務を果たそうと日本企業が模索していることは、しかしながら、一握りの先進的企業だけでなく、より多くの企業で生物多様性への取り組みが図られる可能性を示唆してくれている。生産と消費という二つの観点に立てば、各企業が生物多様性保全に貢献できる分野はもっと開けてこよう。生産プロセスには化学物質や CO2 だけでなく、生物多様性固有の要素があるし、製品のバリューチェーン上以外にも取引先はある。今までは生物多様性への取り組みになるとは意識されてこなかったこうした側面に改めて目を向け、洗い出してみたい。

問題を起こしたときと同じ考え方では
その問題は解決できない
—アルベルト・アインシュタイン

WWF in Numbers



私たちはWWFです
人と自然が調和して生きられる未来を目指して、地球規模の
悪化をくい止めるさまざまな活動を実践しています。

wwf.or.jp